

## 新座都市計画道路の変更（埼玉県決定）

新座都市計画道路 3・4・4 志木大和田線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・4	志木大和田線	新座市新座一丁目	新座市大和田三丁目	新座市大和田四丁目	約2,200m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差3箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

### 理由

3・4・4 志木大和田線の一部区間が位置する大和田二・三丁目地区では、防災性や利便性の向上、土地の高度利用を図るため、土地区画整理事業に併せて市街化区域への編入を計画しております。

こうしたなか、土地区画整理事業における土地利用計画を検討した結果、既存ストックである現道を生かした線形とすることで、土地の有効活用が図られ、事業効果も向上することから、本路線の一部区間について線形を変更し、併せて車線数を決定するものです。

# 理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条の第1項の規定に基づき、新座都市計画道路の変更（埼玉県決定）についての理由を示したものです。

## I. 新座都市計画区域における位置等

新座都市計画区域は、新座市の行政区域の全域で構成しており、都心から約2.5km圏、埼玉県の南部に位置しています。

### 【3・4・4 志木大和田線】

本路線は、志木市境を起点とし、東京都清瀬市境へ至る延長約2,200m、幅員18mの幹線街路です。

## II. 変更の必要性

3・4・4 志木大和田線の一部区間が位置する大和田二・三丁目地区では、防災性や利便性の向上、土地の高度利用を図るため、土地区画整理事業に併せて市街化区域への編入を計画しております。

こうしたなか、土地区画整理事業における土地利用計画を検討した結果、既存ストックである現道を生かした線形とすることで、土地の有効活用が図られ、事業効果も向上することから、本路線の一部区間について線形を変更し、併せて車線数を決定するものです。

## III. 変更の内容

名 称	延長	車線数	幅員	変更の内容
3・4・4 志木大和田線	約2,200m	2車線	18m	・一部区間の線形変更 ・延長の変更 ・車線数の決定 ・位置（名称）の変更

## IV. 関連する都市計画

新座都市計画道路の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ① 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県決定）
- ② 区域区分（埼玉県決定）
- ③ 用途地域（新座市決定）
- ④ 防火地域又は準防火地域（新座市決定）
- ⑤ 下水道（新座市決定）
- ⑥ 土地区画整理事業（新座市決定）
- ⑦ 地区計画（新座市決定）